

令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会
設置要綱

（設置）

第1条 令和6年能登半島地震による被災者に対し、県内外から寄せられた義援金を公平に配分するため、富山県地域防災計画に基づき、令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

（配分委員会の構成等）

第2条 配分委員会は、別表に掲げる者によって構成する。

- 2 会長は、配分委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（配分委員会の所掌事務）

第3条 配分委員会は、次の事項からなる義援金の配分計画について審議する。

- （1）配分対象・基準
- （2）配分時期
- （3）配分方法
- （4）その他必要な事項

（配分委員会の招集）

第4条 会長は、必要の都度配分委員会を招集し、会長が議長となる。

- 2 配分委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 配分委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、配分委員会の決議があったものとみなす。

（配分委員会の事務局）

第5条 配分委員会の事務は富山県厚生部厚生企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないものについては、配分委員会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行し、義援金の配分の完了をもって廃止するものとする。

別 表

令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会名簿

委 員	区 分
富山県厚生部長	会長
日本赤十字富山県支部事務局長	副会長
社会福祉法人富山県共同募金会常務理事	
日本放送協会富山放送局長	
富山市副市長	
高岡市副市長	
射水市副市長	
魚津市副市長	
氷見市副市長	
滑川市副市長	
黒部市副市長	
砺波市副市長	
小矢部市副市長	
南砺市副市長	
舟橋村生活環境課長	
上市町副町長	
立山町副町長	
入善町副町長	
朝日町副町長	

令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会
委員名簿

区分	氏名	役職等	備考
関係 団体等	有賀 玲子	富山県厚生部長	会長
	布野 浩久	日本赤十字富山県支部事務局長	副会長
	高畑 淳一	社会福祉法人富山県共同募金会常務理事	
	白川 友之	日本放送協会富山放送局長	
被災 自治体	西田 政司	富山市副市長	災害救助法 適用
	河村 幹治	高岡市副市長	同上
	磯部 賢	射水市副市長	同上
	石黒 雄一	魚津市副市長	
	篠田 伸二	氷見市副市長	災害救助法 適用
	柿沢 昌宏	滑川市副市長	同上
	上坂 展弘	黒部市副市長	同上
	齊藤 一夫	砺波市副市長	同上
	竹田 達文	小矢部市副市長	同上
	齊藤 宗人	南砺市副市長	同上
	田中 勝	舟橋村生活環境課長	同上
	小竹 敏弘	上市町副町長	同上
	杉田 尚美	立山町副町長	同上
	竹島 秀浩	入善町副町長	
	山崎 富士夫	朝日町副町長	災害救助法 適用